

「利根川水系霞ヶ浦河川整備計画（案）」について  
関係県知事からいただいたご意見

国土交通省関東地方整備局

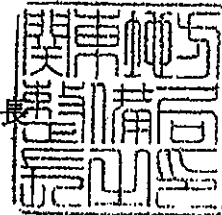


(写)

国関整河計第73号  
平成27年12月17日

茨城県知事 様

国土交通省  
関東地方整備局長



利根川水系霞ヶ浦河川整備計画【大臣管理区間】(案) について (照会)

標記について、河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2に基づき、別添のとおり利根川水系霞ヶ浦河川整備計画【大臣管理区間】(案)を作成しましたので、同法第16条の2第5項により下記の関係書類を添付のうえ、意見を求めます。

記

添付書類：利根川水系霞ヶ浦河川整備計画【大臣管理区間】(案)

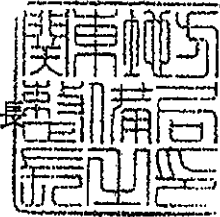


(写)

国関整河計第73号  
平成27年12月17日

千葉県知事 様

国土交通省  
関東地方整備局長



利根川水系霞ヶ浦河川整備計画【大臣管理区間】(案) について (照会)

標記について、河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2に基づき、別添のとおり利根川水系霞ヶ浦河川整備計画【大臣管理区間】(案)を作成しましたので、同法第16条の2第5項により下記の関係書類を添付のうえ、意見を求めます。

記

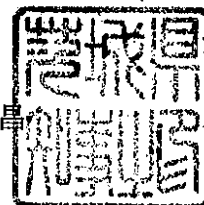
添付書類：利根川水系霞ヶ浦河川整備計画【大臣管理区間】(案)



河 第 614号  
平成28年1月29日

国土交通省 関東地方整備局長 殿

茨城県知事 橋本 昌

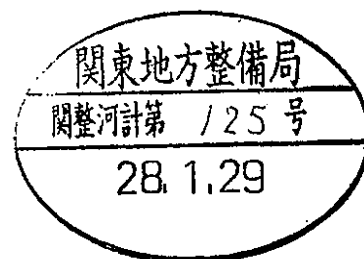


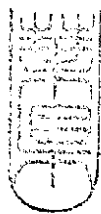
利根川水系霞ヶ浦河川整備計画【大臣管理区間】（案）について（回答）

平成27年12月17日付け国関整河計第73号にて照会のあった標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

利根川水系霞ヶ浦河川整備計画（案）について、特に意見はありません。



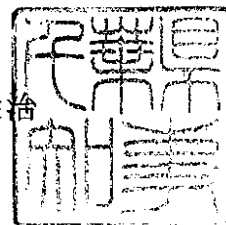


河 整 第 2 4 7 号

平成28年 1月19日

国土交通省関東地方整備局長 様

千葉県知事 鈴木 栄治



利根川水系霞ヶ浦河川整備計画【大臣管理区間】(案)について(回答)

平成27年12月17日付け国関整河計第73号にて意見照会のあったこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

利根川水系霞ヶ浦河川整備計画【大臣管理区間】(案)について、特に意見はありません。

なお、整備計画の実施に当たっては、地域の意見を聴きながら事業効果が早期に発現するよう効率的な事業の促進に努めていただきたい。

